

平成24年度
越前市自治連合会
通常総会

と き 平成24年5月19日(土) 午後2時00分

ところ 越前市福祉健康センター 多目的ホール

越前市自治連合会

わたしたちの誓い

－ 越前市民憲章 －

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。

- － わたしたちは、日野の峰のように、
高い理想をいただき、豊かな未来をきずきます。
- － わたしたちは、日野の流れのように、
うるおいと安らぎのある環境をつくります。
- － わたしたちは、桜の木のように、
力強くすこやかに成長します。
- － わたしたちは、菊の花のように、
やさしさと思いやりをもって助けあいます。
- － わたしたちは、国府の文化と匠の技を生かし、
学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

平成24年度 越前市自治連合会通常総会 次第

1. 開会のことば

2. 「越前市民憲章」唱和

3. 会長あいさつ

4. 来賓祝辞

越 前 市 長 様

越前市議会議長 様

5. 来賓紹介

6. 議長選出

7. 議案審議

第1号議案 平成23年度事業経過報告及び収支決算報告について
会計監査報告

第2号議案 平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 平成24年度役員の承認について

8. その他

9. 閉会のことば

第 1号議案

平成 23年度越前市自治連合会事業経過報告書

通常総会

H23.5.21	越前市自治連合会通常総会	福祉健康センター
----------	--------------	----------

理事会

H23.6.22	第1回理事会	福祉健康センター
7.23	第2回理事会	福祉健康センター
10.24	第3回理事会	福祉健康センター
H24.2.13	第4回理事会	福祉健康センター
5.14	第5回理事会	福祉健康センター

幹部会

H23.5.24	第 1回幹部会	福祉健康センター
6.15	第2回幹部会	福祉健康センター
7.20	第3回幹部会	福祉健康センター
10.14	第4回幹部会	福祉健康センター
H24.1.30	第5回幹部会	福祉健康センター
3.23	第6回幹部会	福祉健康センター
4.27	第7回幹部会	福祉健康センター

幹事会

H23.6.13	第1回幹事会	福祉健康センター
10.11	第2回幹事会	福祉健康センター
H24.1.25	第3回幹事会	福祉健康センター

地区会長会

H23.7.11	第1回地区会長会	福祉健康センター
----------	----------	----------

事務局長会

H23.5.21	第 1回事務局長会	福祉健康センター
7.23	第2回事務局長会	福祉健康センター

事務会計システム検討会

H23.6.13	第1回検討会	福祉健康センター
6.29	第2回検討会	福祉健康センター
10.28	第3回検討会	福祉健康センター
11.10	第4回検討会	福祉健康センター
11.17	第5回検討会	福祉健康センター
H24.3.2	第6回検討会	福祉健康センター

会計監査

H24.4.24	平成23年度会計監査	福祉健康センター
----------	------------	----------

視察受け入れ事業

H23.7.22	新潟県十日町市 中里地域協議会	味真野地区
	新潟県十日町市 中里地域協議会	北新庄地区
7.25	富山県滑川市 滑川市自治会連合会	福祉健康センター
8.2	石川県白山市 白山市議会	東地区
9.24	滋賀県草津市 山田学区自治連合会	大虫地区
11.22	富山県魚津市 村木地区振興協議会	味真野地区
12.13	滋賀県甲賀市 大原自治振興会	王子保地区

専門部関連事業

H23.6.29	新区長研修	福祉健康センター
7.23	理事研修会	JA越前たけふ農協会館
8.31	第1回環境部実行委員会およびダンボールコンポスト経過研修	福祉健康センター
11.1	自治連合会 福祉関係部研修会	福祉健康センター
11.22	自治連合会 青少年関係部研修会	福祉健康センター
11.25	理事研修会(地域自治振興事業の振り返り)	福祉健康センター
12.4	自治連合会 防災部研修 ~協働による東日本大震災支援イベント~	市民ホール
12.22	自治連合会 第1回環境部会	福祉健康センター
H24.2.22	地区事業のための健康づくり研修会	福祉健康センター
3.26	理事研修会(「地域自治振興事業の振り返り」地区研修結果総括)	JA越前たけふ農協会館

その他

H23.7.11	市庁舎建設に関する意見交換会	福祉健康センター
7.25	市長と語る 夢・まちづくりトーク	福祉健康センター

越前市関連

越前市地域拠点づくり懇談会	5
越前市健康づくり推進員委嘱状交付式	1
越前市健康21推進協議会	4
越前市健康21ウォーク	1
越前市地域医療協議会	1
越前市介護保険運営協議会	8
越前市地域包括支援センター運営協議会	1
越前市包括ケア会議	2
越前市地域密着型サービス運営協議会	2
越前市国民健康保険運営協議会	1
越前市市民自治推進委員会	1
越前市市民協働推進会議	1
越前市子どもに関する条例策定委員会	3
越前市青少年問題協議会 幹事会	2
越前市青少年健全育成越前市民会議	1
越前市放課後子どもプラン運営委員会	2
越前市社会教育委員の会	3
越前市生涯学習センター運営協議会	2
越前市災害時対策訓練	1
越前市安全安心なまちづくり推進会議	2
越前市雪害対策連絡会議	1
越前市防災会議	1
平成23年度越前市災害時対応訓練に伴う地区代表者会議	2
越前市災害時要援護者避難支援推進協議会	1
越前市防災会議専門部会(地域防災計画原子力災害対策編策定委員会)	2

越前市災害ボランティアセンター連絡会	2
越前市サマーフェスティバル(実行委員会・ふるさと踊り部会)	6
2011たけふ菊人形まつり実行委員会	5
2011たけふ菊人形オープニングセレモニー	1
越前市戦没者追悼式	1
越前市英霊顕彰奉賛会	2
日赤越前市地区運営委員会	2
平成23年度越前市赤十字奉仕団～災害ボランティアセミナー～	1
越前市地域公共交通会議	1
越前市緑化推進委員会総会	1
2011越前市民緑化フェア	1
平成23年度南越消防総合訓練	1
平成24年南越消防組合消防出初式	1
越前市民体育大会	1
越前市交通安全計画「策定懇談会	1
越前市使用料検討会	2
市民バス及び電気自動車の納車セレモニー	1
越前市指定管理者評価委員会	1
越前市ふるさとの日制定及び市の鳥指定懇談会	2

外部団体他

福井県自治会連合会(総会・役員会・代議員研修会)	6
中部自治会連絡協議会総会(岐阜県)	1
越前市防火・防災委員会(総会・正副委員長会議)	2
越前市自衛隊協力会総会	1
北陸新幹線「南越駅」設置促進期成同盟会総会	1
越前市特急。新幹線対策促進期成同盟会総会	1
福井県社会福祉大会	1
越前市社会福祉大会	1
越前市社会福祉協議会理事会	5

越前市共同募金運営委員会・(街頭募金運動)	7
越前市・福武線を応援する連絡協議会	3
福井鉄道福武線サポート団体等協議会	1
福井鉄道福武線活性化連携協議会	2
越前市日中友好協会(理事会・総会)	2
越前市国際交流協会(理事会・総会)	2
越前市友好都市推進協議会	1
越前交通安全協会	2
? 福井県交通安全協会	1
越前市総合文化祭実行委員会	1
2011丹南産業フェア開場式	1
日本一安全・安心な「越前市・南越前町」まちづくり運動協議会	2
武生菊花コンクール表彰式	1
平成30年開催の福井国体に向けた懇話会	3
越前市民総合文化祭実行委員会	1
高齢者向け賃貸住宅における天然温泉掘削事業起工式	1
たけふ冬のイルミネーション点灯式	1
越前市建国記念の日式典・実行委員会	2

平成23年度 越前市自治連合会収入支出決算書

収入の部

平成23年4月1日～平成24年3月31日 (単位:円)

款項目	節	細節	当初予算額	収入済額	比較増減	付 記
1. 会 費			4,710,000	4,710,000	0	
		自治振興会会費	4,710,000	4,710,000	0	地区会費 20,000×17地区 610,000 5,000円×(88人-34人) 市交付金充当分 4,100,000
2. 雑 収 入			1,571,000	1,676,621	105,621	
		諸手数料	1,401,000	1,395,621	5,379	あっとうむ配布手数料 240,000 交通災害共済推進費 85,000 日赤社資事業費 380,000 英霊顕彰奉賛会事務費 500,000 緑化推進事業費 85,000 自衛隊協力会事務委託料 60,000 視察受け入れ事業資料代(7件) 35,000 預金利息他 10,621
		研修会負担金	170,000	281,000	111,000	理事研修会負担金
3. 繰越金			1,724,379	1,724,379	0	
		前年度繰越金	1,724,379	1,724,379	0	
収 入 合 計			8,005,379	8,111,000	105,621	

支出の部

款項目	節	細節	予算現額			支出済額	比較増減	付記	
			当初予算額	充.流用	計				
1.職員給			2,050,000	0	2,050,000	2,029,986	20,014		
		職員給	2,050,000	0	2,050,000	2,029,986	20,014	事務職員賃金、社会保険料、労働保険料	
2.事務所費			1,200,000	0	1,200,000	891,231	308,769		
		費用弁償費	200,000	0	200,000	200,000	0	幹部役員費用弁償	
		旅費	140,000	0	140,000	84,800	55,200	福井県自治会連合会総会(バス借上料)・役員会旅費 中部自治会総会岐阜大会(旅費、宿泊費2名分)	
		交際費	50,000	0	50,000	43,500	6,500	福武線を応援する連絡協議会 2,000 越前市日中友好協会 3,000 越前市国際交流協会 10,000 越前市友好都市推進協議会 5,000 シルバー人材センター賛助会費 10,000 建国記念の日式典協賛金 10,000 社会保険協会費 3,500	
		需用費	消耗品費	250,000	0	250,000	123,169	126,831	コピー代 事務用消耗品
			印刷製本費	240,000	0	240,000	204,800	35,200	地域自治の手引き、区長名簿、封筒印刷費
			食糧費	30,000	0	30,000	8,846	21,154	事務所用茶葉代
			通信運搬費	200,000	0	200,000	198,291	1,709	郵便料、IN回線料、電話料、サーバー利用料
			手数料	40,000	0	40,000	17,655	22,345	振込手数料
			備品購入費	50,000	0	50,000	10,170	39,830	パーティション

3. 会議費	会議費	総会費	150,000	0	150,000	106,342	43,658	
		会議費	70,000	0	70,000	49,360	20,640	総会資料、看板等会場設営費、お茶代
		会議費	80,000	0	80,000	56,982	23,018	幹部会 幹事会 会長会 事務局長会 理事会
			3,936,000	0	3,936,000	3,198,703	737,297	
4. 諸支出金	研修費	理事研修	400,000	60,000	460,000	451,740	8,260	理事研修会費用
		専門部研修	400,000	60,000	340,000	96,723	243,277	環境部、自治部、青少年育成部、防災部、福祉部、健康部 各研修会諸費用
	分担金	県連合会会費等	136,000	0	136,000	127,600	8,400	福井県自治会連合会会費・分担金 中部自治会総会岐阜大会参加負担金(2名分)
	事業費	地区指定事業費	3,000,000	0	3,000,000	2,522,640	477,360	視察受け入れ事業費(7件)、会計システム開発積立金
5. 慶弔費			100,000	0	100,000	75,000	25,000	
	慶弔費		100,000	0	100,000	75,000	25,000	会員慶弔(配偶者1件、同居家族13件)
6. 予備費			569,379	0	569,379	0	569,379	
	予備費		569,379	0	569,379	0	569,379	
支出合計			8,005,379	0	8,005,379	6,301,262	1,704,117	

収入決算総額	8,111,000	円
支出決算総額	6,301,262	円
収入支出差引残高	1,809,738	円
次年度繰越額	<u>1,809,738</u>	円

平成 24年 3月 31日

越前市自治連合会
会長 大柳 登

事務会計システム開発積立金

1.前年度末残高	1,080,000	円
2.当年度積立額	2,400,000	円
3.預金利息	146	円
4.当年度処分額	0	円
5.次年度繰越額	<u>3,480,146</u>	円




会計監査報告書

平成24年4月24日(火)、越前市福祉健康センター内、越前市自治連合会
事務所において、越前市自治連合会会則第6条第6項に基づき、平成23年度の
収入支出について予算整理簿、預金通帳等の監査を実施したところ、収支ともに
正確に処理され、適正に執行されていると認められたので、報告します。

越前市自治連合会

会長 大柳 登 殿

平成24年4月24日

監事 宮本勝栄 
監事 米澤吉晃 
監事 山内ます美 

《第2号議案》

平成24年度越前市自治連合会事業計画(案)について

本会の趣旨に則り、平成24年度の事業を次のとおり計画する。

越前市自治連合会

- 5月19日 通常総会
- 随時 理事会、幹部会、幹事会、地区会長会、事務局長会
- 〃 理事研修、専門部研修
- 〃 地区指定事業(視察受け入れ事業含む)
- 〃 事務会計システムの構築及び運用

福井県自治会連合会

- 5月22日 役員会(会長出席) 【小浜市にて開催予定】
- 6月29日 総会(17地区会長出席) 【小浜市にて開催予定】
- 秋季 代議員研修会(17地区会長出席) 【福井市にて開催予定】
- 〃 役員研修会(会長出席) 【越前市にて開催予定】

中部自治会連絡協議会総会

- 10月23日 総会 【福井県(小浜市)にて開催予定】

全国自治会大会

- 11月2日 総会 【兵庫県にて開催予定】

平成24年度越前市自治連合会 収入支出予算書（案）

収入の部

平成24年4月1日～平成25年3月31日（単位：円）

款項目	節	細節	平成24年度 予算額	平成23年度 予算額	比較	付 記	
1. 会 費			4,310,000	4,710,000	400,000		
		自治振興会会費	4,310,000	4,710,000	400,000	地区会費 20,000円×17地区+ 5000円×(88人-34人) 610,000 市交付金充当分 3,700,000	
2. 雑 収 入			1,571,000	1,571,000	0		
		諸手数料		1,401,000	1,401,000	0	あっとほうむ配布手数料 240,000
			交通災害共済推進費 85,000				
			日赤社資事業費 380,000				
			英霊顕彰奉賛会事務費 500,000				
			自衛隊協力会事務委託料 60,000				
			緑化推進事業費 85,000				
			視察受け入れ事業(5,000円×10団体) 50,000				
預金利息他 1,000							
研修会負担金	170,000	170,000	0	理事研修負担金			
3. 繰 越 金			1,809,738	1,724,379	85,359		
		前年度繰越金	1,809,738	1,724,379	85,359	前年度繰越金	
収 入 合 計			7,690,738	8,005,379	314,641		

支出の部

款項目	節	細節	平成24年度 予算額	平成23年度 予算額	比較	付記	
1. 職員給			2,050,000	2,050,000	0		
		職員給	2,050,000	2,050,000	0	事務職員賃金、社会保険料、労働保険料	
2. 事務所費			1,350,000	1,200,000	150,000		
		費用弁償費	200,000	200,000	0	幹部役員費用弁償	
		旅費	220,000	140,000	80,000	県内外業務出張旅費、宿泊費 全国自治会大会(兵庫県)中部自治会総会(小浜市) 県自治会総会(小浜市)代議員研修会(福井市)交通費	
		交際費	50,000	50,000	0	福武線を応援する連絡協議会	2,000
						越前市日中友好協会	3,000
						越前市国際交流協会	10,000
						越前市友好都市推進協議会	5,000
						シルバー人材センター賛助会費	10,000
						越前市建国記念の日式典協賛金他	20,000
		需用費	消耗品費	250,000	250,000	0	コピー代 事務用消耗品代
	印刷製本費		260,000	240,000	20,000	封筒他 地域自治の手引 役員名簿	
	食糧費		30,000	30,000	0	事務所用茶葉等	
	通信運搬費		250,000	200,000	50,000	電話・FAX回線料・郵便料・サーバー使用料	
	手数料		40,000	40,000	0	振込手数料	
	備品購入費		50,000	50,000	0	事務所用備品購入費	

			150,000	150,000	0	
3. 会議費	会議費	総会費	70,000	70,000	0	総会資料・飲物、演台花代他
		会議費	80,000	80,000	0	幹部会 幹事会 会長会 事務局長会 理事会
			3,420,000	3,936,000	516,000	
4. 諸支出金	研修費	理事研修	500,000	400,000	100,000	理事研修会費用
		専門部研修	400,000	400,000	0	新区長、各専門部研修等費用
	分担金	県連合会会費等	320,000	136,000	184,000	福井県自治会連合会会費 分担金 県連合会役員研修会諸費用
						全国大会(兵庫県) 中部自治会総会(小浜市)参加負担金
事業費	地区指定事業費	2,200,000	3,000,000	800,000	地区間交流事業費 地区指定事業費(視察受け入れ事業1回2万円を含む)	
5. 慶弔費			100,000	100,000	0	
		慶弔費	100,000	100,000	0	役員及び区長関連慶弔費
6. 予備費			620,738	569,379	51,359	
		予備費	620,738	569,379	51,359	
支 出 合 計			7,690,738	8,005,379	314,641	

第 3号議案》

平成 24年度越前市自治連合会役員の承認について

任 期 平成 24年 5月 19日より次期通常総会までとする。

役員名列 (案)

役 名	地区名	氏 名	住 所
会 長	吉野	福島 宏	
副会長	西	八田 聰	
副会長	南	中村 太一	
副会長	神山	角 裕幸	
副会長	国高	兵 勝	
副会長	南中山	加藤 一夫	
会 計	北新庄	上嶋 善一	
代表幹事	王子保	石田 多丸	
幹 事	東	城野 嘉貴	
幹 事	白山	名田 淳賢	
幹 事	北日野	杉本 寛重	
幹 事	服間	相馬 秀夫	
監 事	東	富坂 政一	
監 事	大虫	野村 諭	
監 事	服間	五十川 克美	

平成 24年度 越前市自治連合会理事一覧

地区名	H 24 自治振興会		事務局所在地
自治振興会 名称	会長	事務局長	電話番号)
東地区	谷口 武男	城野 嘉貴	越前市府中一丁目 武生東公民館内
東地区自治振興会			TEL 23-4763 FAX 23-6546
西地区	八田 聡	六戸部 知士	越前市中央二丁目 武生西公民館内
西地区自治振興会			TEL 23-0688 FAX 23-4820
南地区	中村 太一	中西 忠義	越前市武生柳町 武生南公民館内
南地区自治振興会			TEL 23-5103 FAX 24-2652
神山地区	角 裕幸	棚田 敏幸	越前市広瀬町 神山公民館内
神山地区自治振興会			TEL 23-8010 FAX 23-9902
吉野地区	福島 宏	吉田 三和	越前市本保町 吉野公民館内
吉野地区自治振興会			TEL 23-4600 FAX 21-3641
国高地区	兵 勝	木原 志敏	越前市国高二丁目 国高公民館内
国高地区自治振興会			TEL 23-4601 FAX 22-8699
大虫地区	菱川 新一郎	青木 秀雄	越前市丹生郷町 大虫公民館内
のびゆくおおむし振興会			TEL 23-3508 FAX 24-1733
坂口地区	富田 博文	道端 準一	越前市湯谷町 坂口公民館内
坂口地区うらの町づくり振興会			TEL 28-1046 FAX 28-1046
王子保地区	酒田 家男	石田 多丸	越前市四郎丸町 王子保公民館内
王子保地区自治振興会			TEL 23-9666 FAX 23-4602
北日野地区	野村 宗雄	杉本 寛重	越前市矢放町 北日野公民館内
北日野地区自治振興会			TEL 23-4603 FAX 23-4603
北新庄地区	上嶋 善一	明城 啓之	越前市北町 北新庄公民館内
北新庄地区自治振興会			TEL 23-4604 FAX 23-5408
味真野地区	高坂 澄雄	福岡 隆夫	越前市味真野町 味真野公民館内
味真野自治振興会			TEL 27-1220 FAX 27-1598
白山地区	奥田 博一	名田 淳賢	越前市都辺町 白山公民館内
しらやま振興会			TEL 28-1045 FAX 29-2071
粟田部地区	吉田 登久男	林 正樹	越前市粟田部町 花筐公民館内
花筐自治振興会			TEL 42-3710 FAX 42-3710
岡本地区	内田 保	加藤 のぶ子	越前市定友町 岡本公民館内
岡本地区自治振興会			TEL 42-2022 FAX 42-2022
南中山地区	加藤 一夫	山崎 英己	越前市西庄境町 南中山公民館内
南中山地区自治振興会			TEL 43-1290 FAX 43-7160
服間地区	斉藤 崇行	相馬 秀夫	越前市藤木町 服間公民館内
ふくま振興会			TEL 43-0977 FAX 43-0977

越前市自治連合会会則

第1章 総則

(名称等)

第1条 本会は、越前市自治連合会と称し、各地区自治振興会をもって構成する。

(目的)

第2条 本会は、各地区自治振興会相互の連絡・調整及び協議等を行い、市民による市民のための住みよいまちづくりを推進するとともに、これらの活動を通じて市との協働を進めることにより、市と相互に協力し、連携し、補完し合う密接な関係を樹立し、もって市民自治の確立及び市政の発展に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市福祉健康センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 共通課題及び地域課題の解決のための情報交換
- (2) 地域住民の自治の確立及び発展に必要な調査研究
- (3) 行政との連携及び協働のための事業
- (4) 住民の意思を行政に反映するための事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 34名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 3名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。会長は、あらかじめ副会長の中から職務を代行するものの順序を決めておくものとする。

3 会計は、本会の会計を処理する。

- 4 理事は、本会の会務の執行を補佐する。
- 5 幹事は、本会の会務について企画立案する。
- 6 監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計、幹事及び監事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。ただし、会長、副会長及び会計は地区会長の中から、幹事は地区事務局長の中から選出する。

- 2 理事は、地区会長及び地区事務局長をもって充てる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、選任された年度の総会から次期通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第9条 本会の会務及び会計の事務を処理させるため事務局に総務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 前項の職員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議(以下「会議」という。)は、総会、理事会、幹部会、地区会長会、地区事務局長会、幹事会及び専門部会とする。ただし、必要により理事会の承認を得て協議会、委員会等の会議を設けることができる。

(会議の招集及び運営)

第11条 会議は、会長又はその会の代表者が招集する。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 会長又はその会の代表者は、会議の議長となり、会議の議事を進行する。

(総会)

第12条 総会は、毎年5月に開催する通常総会、及び会長が必要と認めるとき又は地区自治振興会の3分の1以上から請求があったときに開催する臨時総会の2種類とする。

- 2 総会は、第5条に規定する役員及び代議員をもって構成する。
- 3 代議員の総数は、88名程度とし、地区別の代議員数は、別表1のとおりとする。
- 4 代議員が総会にやむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、当該代議員は、総会に出席したものとみなす。

- 5 前条の規定にかかわらず、総会は、委任状を含めた代議員の半数以上の出席により成立する。
- 6 議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。
- 7 総会の議長及び議事録署名人は、それぞれ1名とし、出席した代議員の中から選出する。
- 8 総会の議長及び議事録署名人は、総会の議事について作成した議事録に署名押印するものとする。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業、予算及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) その他重要事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市から委託され、又は協議を依頼された事項で、会長が重要と判断したもの
- (4) 総会を開催して審議するいとまがない急を要する事項

(幹部会)

第15条 幹部会は、会長、副会長、会計及び幹事の代表によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市から委託され、又は協議を依頼された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(地区会長会)

第16条 地区会長会は、会長、副会長、会計及び地区会長によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会から諮問された事項
- (2) 自治振興会の運営の連絡調整に関する事
- (3) 住民自治の進展に関する事項の調査研究
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(地区事務局長会)

第17条 地区事務局長会は、会長、幹事及び地区事務局長によって構成し、次の各号に

掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会から諮問された事項
- (2) 自治振興会の運営の連絡調整に関すること。
- (3) 住民自治の進展に関する事項の調査研究
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第18条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地区事務局長会に付議する事項
- (2) 各会議の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第19条 専門部会は、各地区の当該専門部の代表者によって構成し、各地区専門部の実情及び課題について情報交換を行う。

第4章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、特別交付金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第22条 本会の会費は、別表2のとおりとする。

(予算の変更)

第23条 本会の経費は、決議された予算の範囲内において、用途の変更をすることができる。この場合においては、用途の変更につき理事会の承認を得なければならない。

第5章 その他

(甲慰)

第24条 本会の甲慰については、別に定める。

(表彰)

第25条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、表彰状等を贈呈し、表彰を行う。

- (1) 自治連合会長として功績のあった者
- (2) 5年以上本会の役員の職にあった者
- (3) その他本会の役員として功績のあった者

附 則

この会則は、平成 2 1 年 5 月 1 6 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 2 2 年 5 月 2 2 日から施行する。

別表 1

地区	代議員数	地区	代議員数
東	6	北日野	5
西	7	北新庄	4
南	8	味真野	5
神山	4	白山	3
吉野	7	粟田部	5
国高	9	岡本	4
大虫	6	南中山	4
坂口	2	服間	3
王子保	6	計	8 8

参考 総会代議員については、「地区割」と、「人口割」の合計人数とし、代議員総数を 88 名とする。

別表 2

地 区	代議員数 (人)	地区割 (人)	一律 (円)	人口割 (人)	人口割 (円)	会 費 (円)
東	6	2	20,000	4	20,000	40,000
西	7	2	20,000	5	25,000	45,000
南	8	2	20,000	6	30,000	50,000
神 山	4	2	20,000	2	10,000	30,000
吉 野	7	2	20,000	5	25,000	45,000
国 高	9	2	20,000	7	35,000	55,000
大 虫	6	2	20,000	4	20,000	40,000
坂 口	2	2	20,000	0	0	20,000
王子保	6	2	20,000	4	20,000	40,000
北日野	5	2	20,000	3	15,000	35,000
北新庄	4	2	20,000	2	10,000	30,000
味真野	5	2	20,000	3	15,000	35,000
白 山	3	2	20,000	1	5,000	25,000
粟田部	5	2	20,000	3	15,000	35,000
岡 本	4	2	20,000	2	10,000	30,000
南中山	4	2	20,000	2	10,000	30,000
服 間	3	2	20,000	1	5,000	25,000
計	88	34	340,000	54	270,000	610,000

参考 地区割 一律 20,000 円、人口割 代議員数(人口割) × 5,000 円

越前市自治連合会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、連合会の役員と区長及びその家族等の弔事に関する事項について定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 次の弔事があった場合に弔慰金等を給付する。

(1) 連合会の役員及び区長本人が死亡したとき 弔慰金10,000円及び花輪又は供物

(2) 連合会の役員及び区長の配偶者が死亡したとき 弔慰金10,000円

(3) 連合会の役員及び区長の同居家族が死亡したとき 弔慰金5,000円

(弔慰の通報)

第3条 前条の弔慰の通報については、地区会長及び事務局長が行うものとする。

(その他)

第4条 その他特に必要と認める場合又はこの規程により難しい場合においては、幹部会で協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

越前市自治基本条例

平成17年10月1日

条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 市民自治の基本理念(第4条)
- 第3章 市民と市民自治(第5条・第6条)
- 第4章 市民自治活動(第7条 第10条)
- 第5章 市議会(第11条)
- 第6章 市政運営(第12条 第15条)
- 第7章 住民投票(第16条・第17条)
- 第8章 市民自治推進委員会(第18条)

附則

越前市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに越前市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例を越前市の自治の基本となる条例として位置付け、その原理に基づき他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たらなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。
- (2) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (3) 協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動をいいます。
- (5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。
- (6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。

第2章 市民自治の基本理念

(市民自治の基本理念)

第4条 わたしたち市民は、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します。

第3章 市民と市民自治

(市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

(市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

第4章 市民自治活動

(市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

- 2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。
- 3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。
- 4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

(社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

- 2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。
- 3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

(市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

- 2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。
- 3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。
- 4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 市議会

(市議会)

第11条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与するものとします。

- 2 市議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報の公開及び市民との情報の共

有に努めるものとします。

- 3 市議会議員は、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるものとします。

第6章 市政運営

(市長の責務)

第12条 市長は、この条例を遵守し、市民自治の推進に努めるものとします。

- 2 市長は、総合的かつ計画的な市政の方針を明示し、その実現に向け職員を適切に指揮監督するとともに、職員の能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めるものとします。
- 3 市長は、常に行政機構を見直し、機能的で簡素な組織づくりに努めるものとします。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。

(情報の公開及び提供)

第14条 市は、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行うことにより、市民との情報の共有に努めるものとします。

- 2 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、適切な時期に市政について分かりやすく市民に説明する責任を果たすものとします。
- 3 市は、情報の公開及び提供に際し、個人の権利及び利益が侵害されることがないように個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとします。

(行政評価)

第15条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

第7章 住民投票

(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

- 第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。
- 2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。
- (1) 市内に住所を有する年齢満20年未満の日本国籍を有する者
- (2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)
- 3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。
- 4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第8章 市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

- 第18条 市は、市民自治活動及び市民参画の推進を図るため、市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重するものとします。
- 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による10人以内の委員をもって構成し、当該委員は、市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。
- 7 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 委員会に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市自治基本条例(平成16年武生市条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。